

(一関市川崎農林水産物直売・食材供給施設条例の一部改正)

改正前			改正後				
別表第2 (第8条関係)			別表第2 (第8条関係)				
利用区分	施設区分	利用料金の限度額	利用区分	施設区分	単位	利用料金の限度額	
						基本利用料金	冷暖房料
営利を目的としない場合	ホール	<u>1時間につき 200 円</u>	営利を目的としない場合	ホール	<u>1時間</u>	<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
販売等の営利を目的とする場合	ホール	<u>売上金額の 10%に相当する金額</u>	販売等の営利を目的とする場合	ホール	<u>1 時間 (冷暖房料)</u>	<u>売上金額の 10%に相当する金額</u>	<u>60 円</u>
[略]			[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。							